

共同住宅（アパート）など、 不動産賃貸業を営んでいる方へ ～固定資産税（償却資産）のお知らせ～

掛川市資産税課家屋係 電話：0537-21-1137

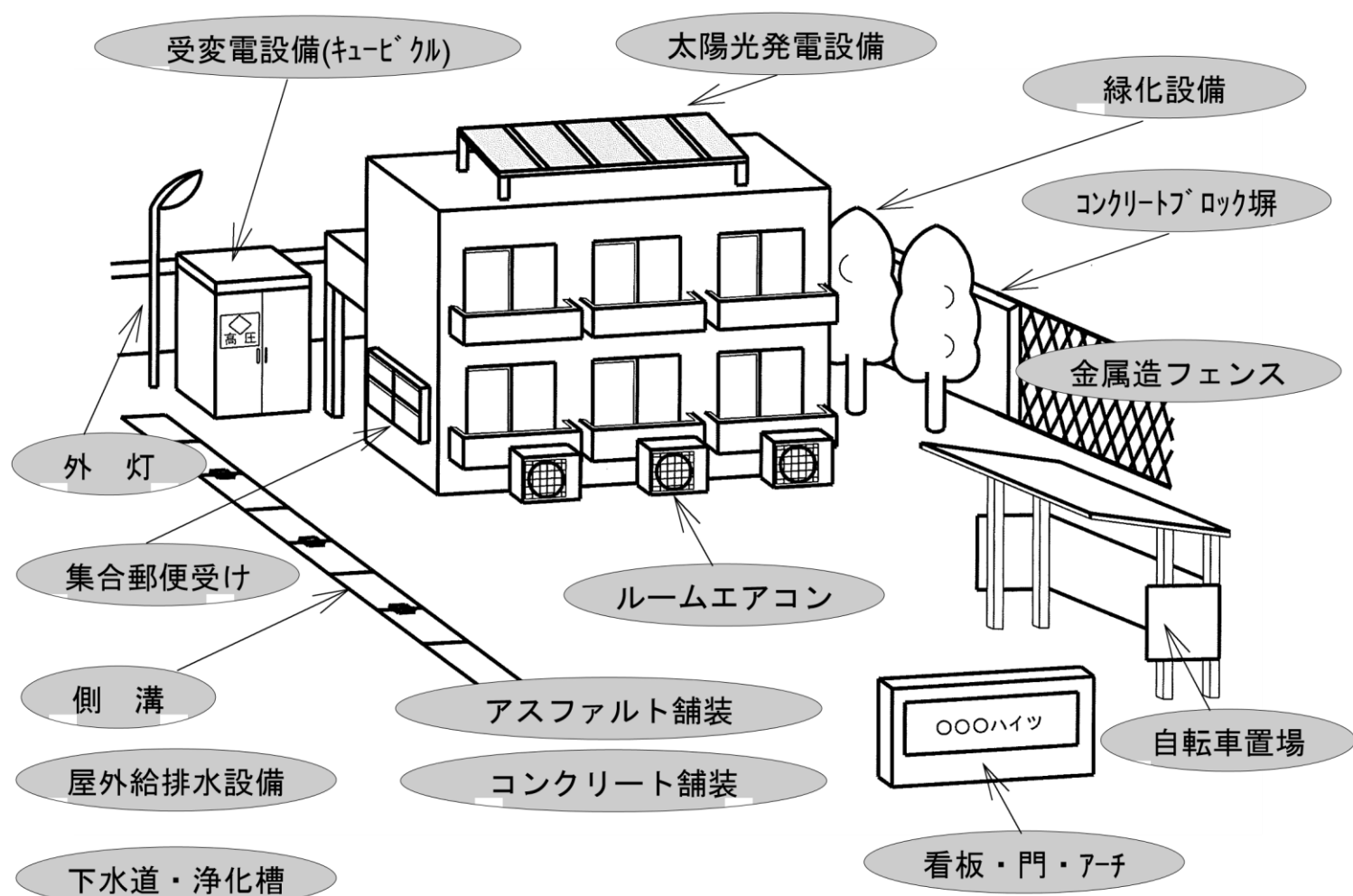
共同住宅（アパート）など、不動産賃貸業を営んでいる方が所有する事業用資産は、土地及び家屋を除き、固定資産（償却資産）の申告対象となります。

申告が必要な場合は、申告書を送付させていただきますので、資産税課家屋係まで御連絡ください。

（注）申告対象となる償却資産は、法人税法又は所得税法による取得の計算上、減価償却額又は減価償却費として必要経費に算入される事業用資産です。

償却資産を所有する者は、毎年1月末までに申告が必要です。

【償却資産の例】



○ 耐用年数の例（参考）

償 却 資 産	耐用年数(注)
受変電設備（キュービクル）	15 年
太陽光発電設備	17 年
コンクリートブロック塀	15 年
側溝	15 年
自転車置場	10 年
外灯	10 年
集合郵便受け・宅配ボックス	10 年

償 却 資 産	耐用年数(注)
舗装 アスファルト	10 年
コンクリート	15 年
金属造フェンス	10 年
ルームエアコン（備付け）	6 年
屋外給排水設備	15 年
緑化設備	20 年
看板・門・アーチ	金属製 20 年 その他 10 年
下水道・浄化槽	15 年

（注）上記の耐用年数は、標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。
 なお、耐用年数が不明の場合は、資産税課家屋係へお問い合わせください。

○ 評価額等の算出方法

評価額は、申告された個々の償却資産について、その取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価率）を考慮して算定します。

■ 評価額の計算方法

○ 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$$

○ 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価格の 5 % まで減価します。

■ 税額の計算方法

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{課税標準額 (評価額)} & \times & \text{税率} \\ (100 \text{ 円未満切捨}) & & (1,000 \text{ 円未満切捨}) & & (100 \text{ 分の } 1.4) \end{array}$$

（計算例）

100 万円の自転車置場を設置した場合

○ 1 年目（設置した年の翌年度）

$$\bullet \text{ 評価額 } 100 \text{ 万円 (取得価格)} \times (1 - 0.206 \text{ (減価率)} \div 2) = 897,000 \text{ 円}$$

$$\bullet \text{ 税 額 } 897,000 \text{ 円} \times 0.014 \text{ (税率)} = 12,500 \text{ 円}$$

○ 2 年目

$$\bullet \text{ 評価額 } 897,000 \text{ 円 (前年の評価額)} \times (1 - 0.206 \text{ (減価率)}) = 712,218 \text{ 円}$$

$$\bullet \text{ 税 額 } 712,000 \text{ 円} \times 0.014 \text{ (税率)} = 9,900 \text{ 円}$$

《お問い合わせ先》

〒436-8650

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市総務部資産税課家屋係（償却資産担当）

電 話 0537-21-1137（直通）

FAX 0537-21-1164